

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2021年11月

ENECHANGE

ENECHANGE株式会社

この目論見書により行う株式5,552,925,000円（見込額）の募集（一般募集）及び株式4,370,460,000円（見込額）の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）並びに株式1,543,912,500円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年11月26日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、発行価格及び売出価格等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（※1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（※2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うことはできません。

- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（※2）に係る有価証券の借入れ（※3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

※1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2021年11月27日（土）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2021年12月7日（火）から2021年12月9日（木）までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

※2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

※3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

- #### 2. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売の引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（一般募集における国内販売株式数）、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出数（引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数）、各売出人の売出数、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額並びに海外販売の発行価額の総額、海外販売の資本組入額の総額、海外販売の発行諸費用の概算額、海外販売の差引手取概算額及び海外販売の売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<https://enexchange.co.jp/ir/news/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

発行価格 未定
売出価格 未定

ENECHANGE株式会社

東京都千代田区大手町二丁目6番2号

目次

頁

【表紙】	
(株価情報等)	
1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	3
第一部 【証券情報】	5
第1 【募集要項】	5
1 【新規発行株式】	5
2 【株式募集の方法及び条件】	6
3 【株式の引受け】	8
4 【新規発行による手取金の使途】	9
第2 【売出要項】	11
1 【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】	11
2 【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】	12
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	13
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	13
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	14
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	17
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	18
第三部 【参照情報】	18
第1 【参照書類】	18
第2 【参照書類の補完情報】	18
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	26
第四部 【提出会社の保証会社等の情報】	26
第五部 【特別情報】	26
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	27
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	28

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月26日
【会社名】	ENECHANGE株式会社
【英訳名】	ENECHANGE Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 城口 洋平 代表取締役COO 有田 一平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
【電話番号】	(03) 6774-6601 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 杉本 拓也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
【電話番号】	(03) 6774-6601 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 杉本 拓也
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 5,552,925,000円 引受人の買取引受けによる売出し 4,370,460,000円 オーバーアロットメントによる売出し 1,543,912,500円 (注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、2021年11月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した一般募集のうち日本国内において販売される株式数の上限における見込額であります。一般募集のうち日本国内において販売される株式数に関しましては、本文「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」（注）2をご参照下さい。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、2021年11月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した引受人の買取引受けによる売出しのうち日本国内において販売される株式数の上限における見込額であります。引受人の買取引受けによる売出しのうち日本国内において販売される株式数に関しましては、本文「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」（注）1をご参照下さい。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

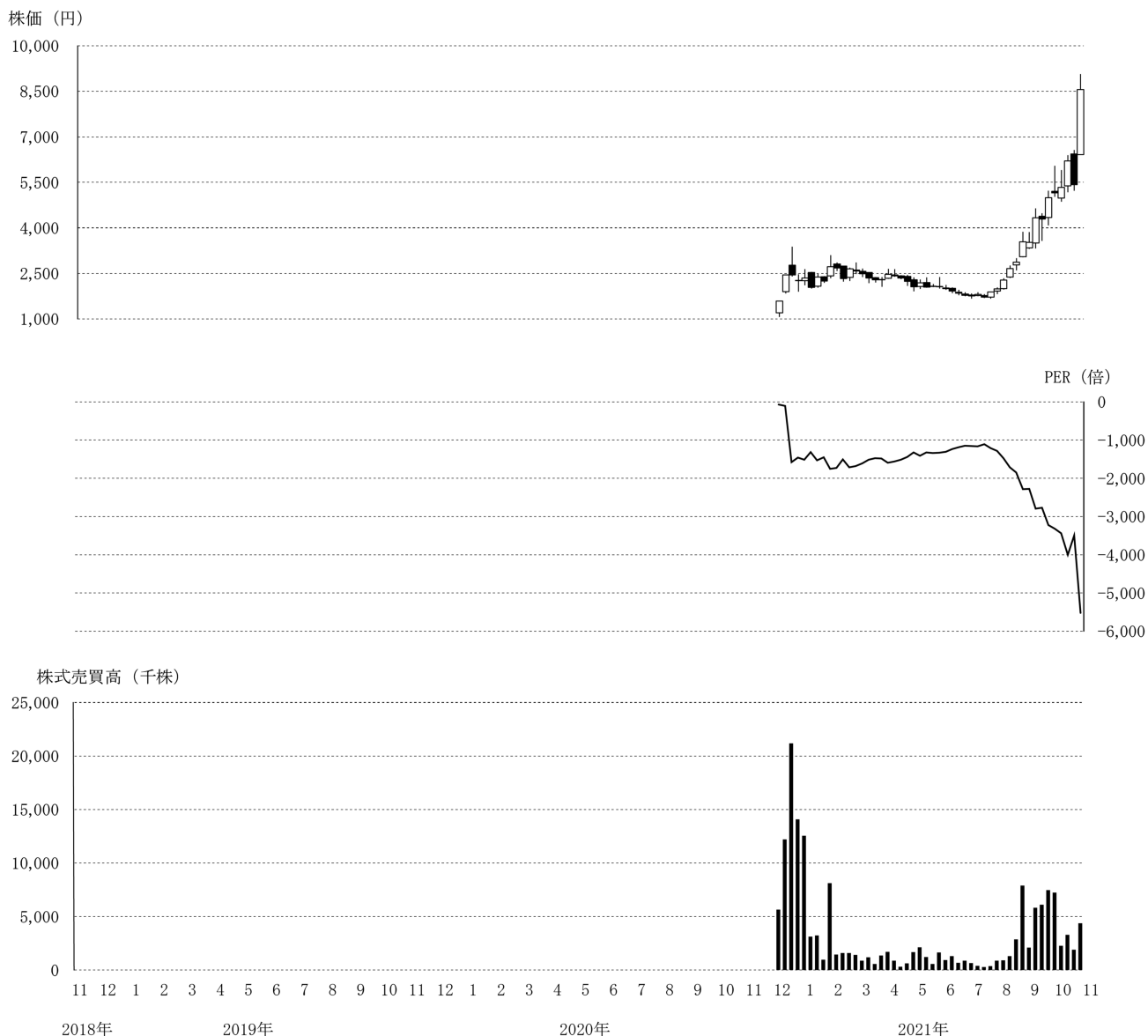
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2020年12月23日から2021年11月19日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、2020年12月23日をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R及び株式売買高について該当事項はありません。



(注) 1 当社は、2021年4月1日付で当社普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

- 2 ・株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、2021年4月1日付株式分割の権利落ち前の株価については当該株価を2で除した数値を使用しております。
- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 PERの算出は、以下の算式によります。

$$\text{PER (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損失 (連結)}}$$

- ・週末の終値については、2021年4月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を2で除した数値を使用しております。
- ・1株当たり当期純損失については、以下の数値をそれぞれ使用しております。
2020年12月23日から2020年12月31日については、2020年11月18日提出の有価証券届出書の2019年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を2で除した数値を使用。
2021年1月1日から2021年11月19日については、2020年12月期有価証券報告書の2020年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を2で除した数値を使用。
(2019年12月期及び2020年12月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、PERはマイナスとなっております。)

4 株式売買高については、2021年4月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に2を乗じた数値を使用しております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

2021年5月26日から2021年11月19日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数（株）	株券等の保有 割合（％）
城口 洋平	—	2021年6月3日	訂正報告書 (注) 1	—	—
有田 一平	—	2021年6月3日	訂正報告書 (注) 1	—	—
アセットマネジメントOne株 式会社	2021年5月31日	2021年6月7日	変更報告書 (注) 2	872,400	7.24
アセットマネジメントOneイ ンターナショナル				12,600	0.10
城口 洋平	2021年6月21日	2021年6月22日	変更報告書	3,759,450	26.55
植野 泰幸	2021年6月24日	2021年6月24日	変更報告書	756,000	5.91
株式会社大和証券グループ本 社	2021年6月24日	2021年6月30日	変更報告書 (注) 3	900,000	6.67
大和エネルギー・インフラ株式 会社				114,000	0.85
大和アセットマネジメント株 式会社				49,500	0.37
植野 泰幸	—	2021年7月2日	訂正報告書 (注) 4	—	—
有田 一平	2021年7月29日	2021年8月2日	変更報告書	1,588,758	11.79
株式会社大和証券グループ本 社	2021年9月14日	2021年9月21日	変更報告書 (注) 5	900,000	6.64
大和エネルギー・インフラ株式 会社				0	0.00
大和アセットマネジメント株 式会社				28,900	0.21
アセットマネジメントOne株 式会社	2021年9月30日	2021年10月7日	変更報告書 (注) 6	811,500	5.92
みずほ証券株式会社				116,000	0.85
アセットマネジメントOneイ ンターナショナル				8,000	0.06
有田 一平	—	2021年10月8日	訂正報告書 (注) 7	1,600,704	11.86
有田 一平	2021年9月30日	2021年10月8日	変更報告書	1,600,704	11.79
有田 一平	2021年10月11日	2021年10月18日	変更報告書	1,600,704	11.79
アセットマネジメントOne株 式会社	2021年10月15日	2021年10月22日	変更報告書 (注) 8	723,300	5.27
みずほ証券株式会社				54,200	0.39
アセットマネジメントOne株 式会社	2021年10月29日	2021年11月8日	変更報告書 (注) 8	531,400	3.87
みずほ証券株式会社				60,400	0.44

(注) 1 当該訂正報告書は、2021年5月20日付で提出された変更報告書の記載内容の訂正に係るものであります。

2 アセットマネジメントOne株式会社及びアセットマネジメントOneインターナショナルは共同保有者でありま
す。

3 株式会社大和証券グループ本社、大和エネルギー・インフラ株式会社及び大和アセットマネジメント株式会社

は共同保有者であります。

- 4 当該訂正報告書は、2021年6月24日付で提出された変更報告書の記載内容の訂正に係るものであります。
- 5 株式会社大和証券グループ本社及び大和アセットマネジメント株式会社は共同保有者であります。なお、当該変更報告書において、大和エネルギー・インフラ株式会社は共同保有者から除外されております。
- 6 アセットマネジメントOne株式会社及びみずほ証券株式会社は共同保有者であります。なお、当該変更報告書において、アセットマネジメントOneインターナショナルは共同保有者から除外されております。
- 7 該訂正報告書は、2021年8月2日付で提出された変更報告書の記載内容の訂正に係るものであります。
- 8 アセットマネジメントOne株式会社及びみずほ証券株式会社は共同保有者であります。
- 9 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	750,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 2021年11月26日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 上記発行数750,000株は、2021年11月26日(金)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数750,000株の募集(以下「一般募集」という。)のうち、日本国内における販売(以下「一般募集における国内販売」という。)の対象となる株式数(以下「一般募集における国内販売株式数」という。)の上限であります。一般募集の募集株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「一般募集における海外販売」といい、一般募集における海外販売の対象となる株式数を「一般募集における海外販売株式数」という。)されることがありますが、一般募集における海外販売株式数は、本有価証券届出書提出日(2021年11月26日(金))現在、未定です。

なお、一般募集における国内販売株式数及び一般募集における海外販売株式数は、一般募集及び一般募集と同時にされる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)の需要状況等を勘案した上で、後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に決定されます。

また、一般募集における海外販売の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。

- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、195,000株を上限として主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 4 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

- 6 株式分割の予定

2021年11月12日付で公表したとおり、当社は、2021年12月31日を基準日、2022年1月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合で株式の分割を行うことを決議しております。

2【株式募集の方法及び条件】

2021年12月7日（火）から2021年12月9日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	—	—	—
一般募集	750,000株	5,552,925,000	2,776,462,500
計（総発行株式）	750,000株	5,552,925,000	2,776,462,500

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集します。
 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
 4 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、一般募集における国内販売株式数（新規発行株式の発行数）の上限に係るものであります。一般募集における海外販売株式数等に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。
 5 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2021年11月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。)	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	100株	自 2021年12月10日（金） 至 2021年12月13日（月） (注) 3	1株につき発行価格と同一の金額	2021年12月15日（水） (注) 3

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額となります。
 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数、引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売の引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（一般募集における国内販売株式数）、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外販売の手取概算額、

手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出数（引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数）、各売出人の売出数、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額並びに海外販売の発行価額の総額、海外販売の資本組入額の総額、海外販売の発行諸費用の概算額、海外販売の差引手取概算額及び海外販売の売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕 <https://enechange.co.jp/ir/news/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2021年12月3日（金）から2021年12月9日（木）までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2021年12月7日（火）から2021年12月9日（木）までを予定しております。したがって、
 - 1 発行価格等決定日が2021年12月7日（火）の場合、申込期間は「自 2021年12月8日（水） 至 2021年12月9日（木）」、払込期日は「2021年12月13日（月）」
 - 2 発行価格等決定日が2021年12月8日（水）の場合、申込期間は「自 2021年12月9日（木） 至 2021年12月10日（金）」、払込期日は「2021年12月14日（火）」
 - 3 発行価格等決定日が2021年12月9日（木）の場合、上記申込期間及び払込期日のとおりとなりますのでご注意ください。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

- 1 発行価格等決定日が2021年12月7日（火）の場合、受渡期日は「2021年12月14日（火）」
- 2 発行価格等決定日が2021年12月8日（水）の場合、受渡期日は「2021年12月15日（水）」
- 3 発行価格等決定日が2021年12月9日（木）の場合、受渡期日は「2021年12月16日（木）」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

- 8 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹会社は、株式会社SBI証券です。当社普通株式を取得し得る投資家のうち、国内個人投資家に対する需要状況の把握及び配分に関しては、株式会社SBI証券が行います。また、国内機関投資家及び海外投資家に対する需要状況の把握及び配分に関しては、株式会社SBI証券及びクレディ・スイス証券株式会社が共同ブックランナーとして行います。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所で申込みの取扱いをします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 錦糸町支店	東京都墨田区江東橋四丁目19番4号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	<ol style="list-style-type: none"> 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 4. 引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
計	—	750,000株	—

(注) 引受株式数及び引受株式数の合計は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受株式数及び引受株式数の合計は、一般募集における国内販売株式数の上限に係るものであります。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
5,552,925,000	44,000,000	5,508,925,000

- (注) 1 払込金額の総額（発行価額の総額）、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における国内販売株式数の上限に係るものであります。一般募集における海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額（発行価額の総額）は、2021年11月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額5,508,925,000円については、一般募集における海外販売の手取概算額（未定）と合わせて、今後の成長に向けた投資資金として以下の通り充当する予定であります。資金使途の優先順位としては、①②③④⑤の順番とし、残額を⑥にて充当する予定です。本投資により、エネルギープラットフォーム事業（以下、「プラットフォーム事業」という。）においては更なる新規ユーザーの獲得加速、エネルギーデータ事業（以下、「データ事業」という。）においてはシナジー効果によるプロダクト開発やサービスラインナップの強化と推進が図れるものと見込んでおります。

（プラットフォーム事業）

- ① プロモーション及びセールス・マーケティング体制強化の投資に係る資金 1,200百万円：プラットフォーム価値を高めるための新規ユーザー獲得を目的とした自社チャネルの強化のためのデジタルマーケティング並びにテレビCM等のオフラインマーケティング活動に係る広告宣伝費、拡大するパートナーチャネルの強化や、新規顧客獲得を実現するためのセールス・マーケティング活動に係る人件費として1,200百万円を2022年1月から2022年12月末までに充当する予定です。
- ② 当社グループの顧客基盤強化を企図した買収に係る資金 350百万円：2021年11月1日に実施したオーベラス・ジャパン株式会社の株式取得費用につき、取り崩した手元資金である現預金の手当100百万円及び銀行借入の返済に係る資金250百万円として、350百万円を2021年12月から2026年12月末まで（2021年に100百万円、2022年に50百万円、2023年に50百万円、2024年に50百万円、2025年に50百万円、2026年に50百万円）資金計画に沿って充当する予定です。
- ③ 自社サービス拡充に資する資金 800百万円：今後の電力データ自由化（注1）に向けた会員向けサービスの強化を含むプラットフォーム事業の価値向上に向けて、ARPUの向上、既存ユーザー解約率の低下等のLTV向上につながる施策及び開発等に係るマーケティング・エンジニアの新規採用費や人件費及び外注費などとして、800百万円を2022年1月から2023年12月末までに充当する予定です。

（データ事業）

- ④ 「脱炭素テックファンド」への出資や運営に係る資金 600百万円：脱炭素化において先行する海外の技術や事業を取り込み、日本国内での優先的事業展開や事業シナジーを生むことを目的とした海外特化型の脱炭素テックファンド（「Japan Energy Capital 2号ファンド（英名：Japan Energy Capital 2 L.P.）」（以下、「ファンド」という。））へのLP出資に係る資金として550百万円を2022年1月から2024年9月末まで（2022年に180百万円、2023年に180百万円、2024年に190百万円）に充当する予定です。当該出資資金は、ファンドの投資方針に従って、優れた脱炭素技術と実績を持つと判断された海外のベンチャー企業への投資に充当される予定です。また、当該ファンド運営に係る体制構築のための人件費として50百万円を2022年3月から2023年12月末までに充当する予定です。なお、ファンドへの出資資金に関しては、当該ファンドがキャピタルコール形式をとっており、上限5百万USDの出資コミット額の範囲内での出資履行請求に応じて追加出資をする必要があるため、投資先への実際の投資タイミングや出資履行請求のタイミングが当初想定と異なった場合には、上記の資金充當時期の期別の内訳が変更されることがあります。
- ⑤ データ事業の将来成長に資する資金 850百万円：脱炭素領域並びに分散化領域におけるデータ事業の将来的な成長に資する取組みに係る成長投資（電気自動車（以下「EV」という。）サービス開発等の体制構築に係るエンジニアの新規採用費や人件費、ファンドへの追加コミットなど）に係る資金として、850百万円を2022年1月から2023年12月末までに充当する予定です。

(全社費用等)

- ⑥ a. プラットフォーム事業及びデータ事業におけるエンジニア、セールス、サポート人員、及びファイナンス・組織開発機能を強化するためのコーポレート人員の採用費並びに人件費、b. 組織運営に必要となる共通費（地代家賃、サーバー・ソフトウェア費用、専門家費用等）、c. 既存の銀行借入の返済に係る資金として残額を2022年1月から2023年12月末までに充当する予定です。なお、残額の充当における優先順位としては、a. b. c. とする予定です。

なお上記投資を実行する背景としては、以下4点が挙げられます。

1. 外部環境として、主要国すべてが2050年の脱炭素化に合意する中、エネルギー業界における変革が必須であると見られており、脱炭素化を実現するためには、2つのイノベーションが必要と認識。1点目は、電力の需要と供給の両方を脱炭素化させることであり、供給側は再生可能エネルギーの普及が進む一方、今後は需要側の脱炭素化（オール電化の浸透やEVの普及など）がより求められている状況。2点目は、電気は需要と供給を同時同量で一致させる必要があるため、供給側で不安定な再生可能エネルギーの普及が進めば、EV、蓄電池、家電制御を通じた「電力需要マネジメント」により需要側をコントロールすることが重要になること。これらの状況を踏まえて、当社としては、将来的なカーボンニュートラルに向けて、これら2つのイノベーションに資する技術や事業の研究や投資が必要な状況と認識していること
2. プラットフォーム事業においては、電力・ガス自由化の浸透やリモートワークの普及により当社サービスの利用者数の増加が加速しており、積極的なユーザー獲得施策により効率的な新規顧客獲得が期待できること。また、2020年度第4四半期に実施した自社サイト「エネチェンジ」でのシステム改修により、売上高が増加したため、LTV/CAC（注2）水準が改善し、ユーザー獲得施策への投資強化が可能なタイミングとなっていること
3. データ事業においては、COP26（注3）でEVの販売やEV充電インフラの普及について行動計画が策定される一方、米国を中心とした海外では電力需要マネジメントに関する企業の注目度が高まっていると認識しており、日本においても関連する投資を加速するタイミングであること
4. 当社の財務状況として、2020年12月の東証マザーズ上場時の調達額が約49百万円と限定的であったため、上記3点の外部・内部環境の変化を捉えた更なる成長投資のために資金調達が必要な状況であること
なお当社のプラットフォーム事業における主力サービスの電力切替（以下、「本サービス」という。）は、一時報酬と継続報酬を電力会社から受け取るビジネスモデルとなっております。本サービスに係るユーザー獲得費用の一部は、ユーザー獲得時に受領する一時報酬で賄いますが、残額を継続報酬により中期的に回収していくモデルであり、ユーザー獲得費用の回収期間（ペイバック期間（注4））は18ヶ月程度を見込んでおります。また、本サービスは電気供給という社会インフラに関わるものであり、頻繁に切替が生じにくく、且つ、当社は主要な電力会社52社と提携関係にあることから、当社のプラットフォーム外への電力切替を行うユーザーによる解約率は低く抑えられています（2020年1月から12月の年間での月次平均約1.1%、平均継続期間90ヶ月）。従って、本サービスは顧客生涯価値が高く、LTV/CACとしては2020年12月第1四半期から7四半期連続で3倍以上を継続しているため、当社としては顧客獲得にかかるコストを上回る売上獲得が安定的に見込める事業体制を構築しているものと考えています。

当社は、上記の経営環境及びプラットフォーム事業のビジネスモデルを踏まえて、成長投資を増加させるための資金を調達すべく、当該資金調達を行うことといたしました。

- (注1) 次世代型の電力量計であるスマートメーターで得られる電力使用量データの利用拡大に向け電力データの利活用を推進する内容が「電気事業法及び再エネ特措法の改正案」が第201回通常国会で可決され、2022年度に施行予定です。施行後は、電力使用量データの利活用が電力小売事業者以外でも可能になり、様々な事業者による電力使用量データの活用を想定しております
- (注2) LTV (Lifetime Valueの略で顧客生涯価値) とCAC (Customer Acquisition Costの略で顧客獲得単価) の比率で、マーケティング活動の投資効率性を表しております
- (注3) 2021 United Nations Climate Change Conference (第26回気候変動枠組条約締結国会議)。2021年10月31日から2021年11月12日まで、英国グラスゴーにて開催。
- (注4) ペイバック期間は、想定顧客獲得コスト ÷ ((一時報酬・クロスセラー販売促進費用・販売手数料) + (ライフタイムの継続報酬 x 売上総利益率)) にて算出しております

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

発行価格等決定日に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格。発行価格と同一の価格。）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	552,000株	4,370,460,000	ロンドン、ユナイテッドキングダム（London, United Kingdom）
			城口 洋平 285,000株
			東京都江東区 有田 一平 147,000株
			東京都墨田区太平四丁目1番3号 株式会社エプロ 120,000株

(注) 1 上記売出数552,000株並びに売出人の住所及び氏名又は名称に併記された各売出人の売出数（以下「各売出人の売出数」という。）は、2021年11月26日（金）開催の取締役会において決議された引受人の買取引受けによる売出しの売出株式総数552,000株のうち、日本国内において販売（以下「引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売」という。）の対象となる株式数（以下「引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数」という。）の上限に係るものであります。

引受人の買取引受けによる売出しの売出株式総数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売」といい、海外販売の対象となる株式数を「引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数」という。）されることがありますが、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株数は、本有価証券届出書の提出日（2021年11月26日（金））現在、未定です。

なお、引受人の買取引受けによる売出しにおける国内販売株式数及び引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数は、引受人の買取引受けによる売出し及び引受人の買取引受けによる売出しと同時に進行される一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。

また、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。

- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、株式会社SBI証券がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 5 売出価額の総額は、2021年11月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所 及び氏名又は 名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1、2、3 (発行価格等決定日の 株式会社東京証券取引 所における当社普通株 式の終値(当日に終値 のない場合は、その日 に先立つ直近日の終 値)に0.90~1.00を乗 じた価格(1円未満端 数切捨て)を仮条件と します。)	未定 (注) 1、2	自 2021年 12月10日(金) 至 2021年 12月13日(月) (注) 3	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	右記引受人及び その委託販売先 金融商品取引業 者の本支店及び 営業所	東京都港区六 本木一丁目6 番1号 株式会社SBI 証券	(注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定いたします。

今後、発行価格等が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、新聞等において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載の通り、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 売出価格、申込期間及び株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格、申込期間及び株式の受渡期日とそれぞれ同一とします。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一の金額とします。

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	195,000株	1,543,912,500	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、195,000株を上限として株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、新聞等において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 売出価額の総額は、2021年11月19日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2021年 12月10日(金) 至 2021年 12月13日(月) (注) 1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	株式会社SBI 証券及びその委 託販売先金融商 品取引業者の本 支店及び営業所	—	—

(注) 1 売出価格、申込期間及び株式の受渡期日は、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格、申込期間及び株式の受渡期日とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

一般募集の募集株式数750,000株の一部及び引受人の買取引受けによる売出しの売出株式総数552,000株の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。かかる海外販売の内容は以下のとおりです。

1. 一般募集における海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の発行数（一般募集における海外販売株式数）

未定

(注) 上記の発行数は、一般募集における海外販売株式数であり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。

(3) 海外販売の発行価格

未定

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで、発行価格等決定日に決定いたします。

2 海外販売に係る発行価格は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載の発行価格と同一とします。

(4) 海外販売の発行価額（会社法上の払込金額）

未定

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定いたします。

2 海外販売に係る発行価額は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載の発行価額と同一とします。

(5) 海外販売の資本組入額

未定

(注) 会社計算規則第14条第1項に従い算出される海外販売の資本金等増加限度額の2分の1の金額（1円未満端数切り上げ）を上記(2)記載の海外販売に係る発行数（海外販売株式数）で除した金額とします。なお、海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される資本組入額と同一とします。

(6) 海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 海外販売の資本組入額の総額

未定

(注) 海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される海外販売の資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、海外販売の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

(8) 株式の内容

完全議決権株式で、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が一般募集の募集株式数を買取引受けした上で、一般募集の募集株式数の一部を株式会社SBI証券及びクレディ・スイス証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市

場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。海外投資家に対する需要状況の把握及び配分に関しては、株式会社SBI証券及びクレディ・スイス証券株式会社が共同ブックランナーとして行います。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 3 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集をする地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

海外販売の払込金額の総額（海外販売の発行価額の総額） 未定

海外販売の発行諸費用の概算額 未定

海外販売の差引手取概算額（海外販売の手取概算額） 未定

② 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額（海外販売の手取概算額）と一般募集における国内販売の手取概算額に係る用途ごとの内容、金額及び支出予定時期は、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途（2）手取金の用途」に記載の内容と同一とします。

(13) 海外販売の新規発行年月日（払込期日）

2021年12月15日（水）

（注） 海外販売に係る新規発行年月日（払込期日）は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」に記載の払込期日と同一とします。

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

2. 引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の売出数（引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数）

未定

（注） 上記の売出数は、引受人の買取引受けによる売出しにおける海外販売株式数であり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。

(3) 海外販売の売出価格

未定

（注） 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定いたします。

2 海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出価格と同一とします。

(4) 海外販売の引受価額

未定

（注） 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定いたします。

2 海外販売の引受価額は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受価額と同一とします。

(5) 海外販売の売出価額の総額
未定

(6) 株式の内容
完全議決権株式で、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(7) 売出方法
下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受けによる売出しの売出株式総数を買取引受した上で、引受人の買取引受けによる売出しの売出株式総数の一部を株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称
前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称
前記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域
欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）

(11) 海外販売の受渡年月日（受渡期日）
2021年12月16日（木）
（注） 海外販売に係る受渡年月日（受渡期日）は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」注3に記載の受渡期日と同一とします。

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項はありません。

3. 安定操作に関する事項

- ① 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- ② 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、195,000株を上限として株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、株式会社SBI証券は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2021年12月20日（月）までの間を行使期間（以下「グリーンシュエアオプションの行使期間」という。（注））として上記当社株主から付与されます。

株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、株式会社SBI証券は、申込期間終了日の翌日から2021年12月20日（月）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロット

メントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、株式会社SBI証券へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

(注) グリーンシュエーションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2021年12月7日(火)の場合、グリーンシュエーションの行使期間は「2021年12月14日(火)から2021年12月20日(月)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2021年12月10日(金)から2021年12月20日(月)までの間」
- ② 発行価格等決定日が2021年12月8日(水)の場合、グリーンシュエーションの行使期間は「2021年12月15日(水)から2021年12月20日(月)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2021年12月13日(月)から2021年12月20日(月)までの間」
- ③ 発行価格等決定日が2021年12月9日(木)の場合、グリーンシュエーションの行使期間は「2021年12月16日(木)から2021年12月20日(月)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2021年12月14日(火)から2021年12月20日(月)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である城口洋平、有田一平及び株式会社エプロは、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社株主である株式会社大和証券グループ本社は、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は、株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、株式分割及び既存のストック・オプションの行使に係る新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第6期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日） 2021年3月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第1四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日） 2021年5月14日関東財務局長に提出

事業年度 第7期第2四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） 2021年8月13日関東財務局長に提出

事業年度 第7期第3四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日） 2021年11月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2021年11月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年3月30日関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2021年11月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2021年5月17日関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2021年11月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年10月22日関東財務局に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2021年11月26日）までの間において変更及び追加すべき事項があります。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日（2021年11月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載します。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示します。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2021年11月26日現在）において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスクについて

① 電力小売市場について

当社グループが事業展開をしている電力業界においては、2016年4月の小売全面自由化以降、家庭向け（低圧電

灯)、法人向け(特高・高圧)ともに切替数が順調に増加しております。また、新型コロナウイルス感染症の流行による社会全体でのデジタルトランスフォーメーション(DX)への要望が高まっており、プラットフォーム事業ではオンラインでの切替需要増加、データ事業では、電力ガス事業者からのDXサービスの導入需要増加等当社グループの業績にとっては好影響になる要素も多いと考えております。しかしながら、今後エンドユーザーの切替意欲の減退による切替数の鈍化や、新電力の競争力低下に伴うシェアの伸び悩み等の要因により、切替が進行しなかった場合、或いは電力ガス事業者に対するDXサービスの導入が順調に進展しなかった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 電力制度改革について

当社グループが事業展開するエネルギー分野においては、東日本大震災を契機に、再生可能エネルギー固定価格買取制度の創設、電力・ガス小売の全面自由化や送配電事業の法的分離の実施、ベースロード市場や容量市場の整備等大規模な改革が政府主導で行われてきました。そうした電力制度改革を更に推進すべく、2020年に電気事業法及び再エネ特措法の改正案が第201回通常国会で可決され、電力データの活用促進や分散型電源の推進に向けたアグリゲーター事業者の法的位置付けの整理、計量法規制の合理化、再生可能エネルギーの買取価格の市場連動型(FIP制度)の導入等が制定されており、今後も様々な制度変更が行われる見込みです。これらの制度変更は、市場の競争環境における公平性の担保を強化し、市場活性化を促す施策であり、当社グループにとっては追い風であると考えております。しかしながら、これら事業環境に影響を及ぼす規制緩和や制度改革が計画のとおりに行進しなかった場合や、想定外の形で法規制の変更等があった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ その他関連市場について

当社グループの展開するサービスは主にインターネットを通じて提供されているため、使用環境の改善や利用可能な端末の増加等を通じたインターネット関連市場の更なる発展が、当社グループの成長のためには重要であると考えています。また、当社グループがサービス展開を行う上での基盤となるクラウド関連市場やビッグデータ関連市場については、今後拡大が見込まれており、当社グループとして積極的に関連サービスを多角的に展開する方針です。

しかしながら、これら当社グループが事業展開する上での基盤となる関連市場が、新たな規制やその他予期せぬ要因により急激な変化に見舞われ、使用環境への制限等を通して発展が阻害された場合は、当社グループの事業展開に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び提供サービスに関するリスクについて

① 電力・ガス会社への依存について

当社グループの「プラットフォーム事業」及び「データ事業」においては、取引先の電力・ガス会社からの収益が主な収益源となっています。そのため、資源価格や日本卸電力取引所(以下「JEPX」)における電力取引価格の想定外の高騰、自然災害や突発的な事象等予期せぬ事態、などの影響により取引先電力・ガス会社の経営状態が悪化した場合、また電力・ガス会社における集客チャンネルに関する戦略の変更等により、当社グループ以外のチャンネルの重要度が高まった場合には、既存契約の条件見直しや解消、新規発注の停止等につながる可能性があります。当社グループとしては、取引先電力・ガス会社の分散を通じてリスクの低減に努めていますが、特定の時期にかかる事象が集中発生した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 大型案件について

当社グループの「データ事業」においては、顧客の個別ニーズや予算規模により受注案件が大型化した場合、売上計上が可能となるサービスのリリースに至るまでに長期間を要する可能性があります。一部大型案件の受注可否については、特定顧客の動向や判断に左右される部分が多いため、当該案件の受注が計画のとおりに進まなかった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ サービスのライフサイクルについて

当社グループの「プラットフォーム事業」においては、当社サービスを經由して電力・ガス会社の契約切替を行ったユーザーの小売供給契約期間は基本的に1年間となっていますが、その後ユーザーの意思に従って契約の更新又は解約がなされます。当社としてはユーザーにとっての最適な小売供給契約の締結をサポートするために、契約締結後もカスタマーサポートの提供や営業活動を通じた顧客ニーズの継続的な把握等に努めており、追加的な電力・ガス会社の切替ニーズが発生した場合は、そのサポートも実施することで継続的な切替報酬を収受しております。しかしながら、当社提携外の電力・ガス会社からの営業活動等により、ユーザーが小売供給契約を当該電力・ガス会社に切替えた場合は手数料収入が減少するため、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能

性があります。

④ 競合他社の状況について

当社グループの「プラットフォーム事業」において、家庭向け・法人向けユーザーに電力・ガス切替プラットフォームを展開する事業者は複数存在しており、また電力・ガス会社が自ら直接・間接的に顧客に対して営業行為を行っているため、一定程度の競争環境は存在するものと認識しております。前者の競合に対しては、提携電力・ガス事業者数の拡大、サービス価値の向上及びSEO対策や積極的なマーケティング施策をベースにしたオンラインでの集客力強化、パートナーシップの拡大によるオフラインでの集客力強化を図ってまいりました。後者の競合に対しては、複数の電力・ガス会社から最適な事業者を選択できるというサービスモデルを差別化要因として競争力の向上に努めてまいりました。その結果として、本書提出日現在での競争環境は限定的なものと認識しております。

「データ事業」においては、一部顧客管理システムや需給管理システムを対象にした商材展開を行っている事業者が存在しております。しかしながら、「EMAP」においては「プラットフォーム事業」で蓄積された独自データベースを活用しオンライン上での顧客獲得を推進させるという、ユニークなポジショニングでのサービス展開を実施しているため、本書提出日現在では競争環境は比較的軽微なものと認識しております。今後新たな競合が参入した場合も、電力・ガス比較サイト「エネチェンジ」で培ったマーケティングの知見や蓄積されたデータベース、データ解析技術等を差別化要因として、競合に対する優位性は保てるものと認識しております。また「SMAP」においては、今後スマートメーターの普及とともに国内外の競合他社が増加し、競争環境が激化してくる可能性があります。国内外の顧客企業へのサービス提供を通じて蓄積された独自データベースを活用したプロダクトの開発やデータ活用に関する知見、導入実績の積み上げにより競争力の向上に努めてまいります。

しかしながら、今後他に優れた技術やビジネスモデルを持ち合わせた競合の参入により、当社グループの事業領域における競争激化の結果として当社グループユーザーの解約や電力・ガス会社との契約単価の下落が生じた場合、若しくは当社グループサービスの導入が進まなかった場合は、当社グループの事業及び経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 検索エンジンのロジック変化について

当社グループの「プラットフォーム事業」においては、検索エンジン（Google及びYahoo! Japan等）から多くのユーザーを集めており、今後についても、検索エンジンからの集客を強化すべくSEO対策等の必要な対策を実施する方針です。しかしながら、検索エンジンを提供する企業が、検索アルゴリズムのロジックを変更することで検索結果の表示順位が変更された場合、または新たな検索エンジンが主流になった場合、当社の提供サービスへの集客に影響が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 技術革新等について

当社グループが事業展開するエネルギー分野においては、電力ビッグデータのAI技術による解析の他、電気自動車、蓄電池といった分野における技術革新や、技術の普及に伴う価格競争力の強化によって、従来にはなかった様々なサービスの誕生が見込まれており、それに伴った顧客ニーズの変化も発生するものと予想されます。当社グループは、これらの変化に対応するため、ENECHANGE Insight Venturesというアクセラレーションプログラムの運営を通じた海外の有望な電気自動車、蓄電池制御関連のエネルギーベンチャーとの連携を率先して行う等情報収集・連携に努めております。また、それらの技術を実用化するために必要な技術者の確保や体制の整備に努めていますが、今後当社グループが技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、または、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 海外展開について

当社子会社のSMAP ENERGY LIMITEDは英国に本拠を置き、プロダクト開発や欧州地域における顧客開拓を実施しております。また、関連会社であるJapan Energy Capital 1 L.P.は主に中東地域での再生可能エネルギー発電所への投資を行っております。これらの取組みに関して、海外における当社グループの事業に係る法規制等の成立・改正等が実施された場合、政治情勢により事業運営に支障をきたす事態が生じた場合、予期せぬ自然災害、人為災害、テロ、戦争や感染症等が発生した場合等は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ システム障害等について

当社グループの事業は、電力やガス等のインフラ関連企業の継続的なサービス提供が前提となっています。また当社グループのサービスは、主にインターネットを介して提供されており、そのサービス基盤はインターネットに接続するための通信インフラに依存しております。従って、自然災害、人為災害、テロ、戦争等に伴いシステム障害が発生することでサービスの提供が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、事業別コンティンジェンシープランを作成し、役職員に対して周知することでこれら不測の事態に対する対応を定めていますが、かかる事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ JAPAN ENERGYファンドの投資コミット金額について

当社グループの「JEF」サービスにおいては、Japan Energy Capital合同会社より再生可能エネルギー発電所への電力データ解析に基づく運営効率化業務並びにファンド運営業務を独占的に受託しており、その報酬はJAPAN ENERGYファンドの投資コミット金額に連動します。従って、JAPAN ENERGYファンドの投資コミット金額が計画のとおり増加しない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は、Japan Energy Capital 1 L.P.での実績を活かし、脱炭素化ベンチャー投資に特化した新たなファンドであるJapan Energy Capital 2 L.P.（以下「2号ファンド」）を2021年9月30日に組成しており、上限を50百万米ドルとして継続的にLP出資者を募る営業活動を行っております。2号ファンドも同様に、Japan Energy Capital合同会社がファンド運営業務等を受託し、その報酬は2号ファンドの投資コミット金額に連動するものとなります。従って、今後の2号ファンドの投資コミット金額が計画のとおり増加しない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業績変動に関するリスクについて

① 四半期毎の業績変動等について

当社グループの「プラットフォーム事業」における売上高は、特定の電力・ガス会社の撤退等に伴う切替先の電力・ガス会社を探すユーザーの増加により切替報酬が一時的に増加するといった外部環境の要因や、引越の繁忙期における切替報酬増加、または暖冬・冷夏等の特定の気象状況下における切替報酬減少等、季節要因の影響により変動します。

また、「データ事業」における売上高は、新規受注や新規機能のサービスリリースに伴う一時的な売上が発生する等の要因で変動する傾向にあります。また人材の確保を円滑に進めるための採用活動に伴う費用や、新規ユーザーを獲得するための各種プロモーション施策に係る費用が一部四半期に集中することもあります。これらの要因により、収益が年間を通じて平準化されず、四半期決算の業績が変動する可能性があります。

第5期及び第6期の各四半期連結会計期間の業績は次のとおりです。

	第5期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
売上高（千円）	381,328	320,342	284,017	282,422	1,268,110
売上総利益（千円）	280,983	232,682	191,634	173,052	878,353
営業利益又は営業損失（△） （千円）	38,862	△29,706	△126,045	△205,825	△322,714

	第6期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
売上高（千円）	420,139	383,645	448,393	461,016	1,713,196
売上総利益（千円）	315,851	282,589	358,658	366,746	1,323,846
営業利益又は営業損失（△） （千円）	42,231	△4,323	44,899	△29,487	53,320

なお、第5期の各四半期連結会計期間の数値については、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューは受けておりません。

また、第5期の各四半期連結会計期間の数値は、2019年7月に事業譲渡した「SIMチェンジ事業」の数値を含んだものとなっています。「SIMチェンジ事業」は事業セグメントにおいてはプラットフォーム事業に集計されておりました。「SIMチェンジ事業」の売上を除いた場合の第5期の各四半期連結会計期間における売上高は以下のと

おります。

	第5期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度合計
売上高（千円）	353,872	297,718	279,428	282,422	1,213,441

② 事業領域の拡大について

当社グループが取り組む事業領域では、市場の規制撤廃や新たな技術革新やサービスモデルの誕生が見込まれております。本書提出日時点において、当社グループの収益は、「プラットフォーム事業」及び「データ事業」による売上の影響を大きく受けている状況であるため、当社グループは、「エネルギーの4D」に則した新たな収益源を常に模索し、事業の拡大と安定化に取り組んでおります。しかしながら、事業領域を拡大し、現在の事業領域と異なる分野にも進出することで、人材採用、システム開発、営業体制構築等の投資を実施したにも関わらず、当該分野における収益化が進まない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 為替変動について

当社グループでは、海外子会社の現地通貨建ての財務諸表を日本円に換算した上で、連結財務諸表を作成しております。また、一部外貨建ての出資や債権債務、外貨建てで収入若しくは支出が発生する取引が存在します。従って、為替相場の変動が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) コンプライアンス・法的規制等に関するリスクについて

① 法的規制について

当社グループが事業展開する電力業界においては、電気事業及びその関連事業を行う者に対し電気事業法が課せられています。当社は小売電気事業者と一般ユーザーとの間の小売供給契約締結の「媒介」（注）を行う事業者として取引に関与しており、電気事業法及び同法施行規則で定められた義務や、経済産業省が公表する「電力の小売営業に関する指針」上のガイドラインに基づいて事業を行っています。また当社は、小売電気事業者として経済産業省へ登録（法人番号6010601047805）を行っております。

これら関連法規制やガイドラインへの対応については、外部弁護士の見解確認を踏まえて四半期毎のコンプライアンス・リスク管理委員会において慎重に判断を行っていますが、新たな法令等の制定や、当社グループが想定しない形での既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（注） 「媒介」とは、「他人（小売電気事業者及び小売供給を受けようとする者）の間に立って、当該他人を当事者とする法律行為（小売り供給契約）の成立に尽力する事実行為」をいいます。また「媒介」の他にも「取次ぎ」「代理」のパターンがあり、「取次ぎ」とは「自己の名をもって、他人（小売供給契約）の計算において、法律行為（小売供給契約）をすることを引き受ける行為」をいい、「代理」とは、「他人（小売電気事業者）の名をもって、当該他人のためにすることを示して行う意思表示」をいいます（「電力の小売営業に関する指針」）。

② 知的財産権について

当社グループが事業活動を行うにあたり、第三者が保有する商標権、著作権等の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っており、損害賠償請求や特許権侵害の訴訟等は現在ありません。しかしながら、万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合、当該第三者より、損害賠償請求、使用差止め請求、ロイヤリティの支払要求等が発生する可能性があります。その場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報管理について

当社グループでは、「プラットフォーム事業」及び「データ事業」において、企業情報及び個人情報を取り扱っております。当社並びに当社子会社であるSMAP ENERGY LIMITEDの日本支店においては、個人情報取扱事業者として適切な管理体制を構築するため、プライバシーマークを取得し、他の情報についても厳密なセキュリティルールを施して管理することに加え、情報管理に関する社員研修も毎年受講必須とする等、社員教育・運用面の徹底もしております。また、情報管理に関しての適切な運用遵守状況を内部監査室が組織横断的に確認しております。しかしながら、万が一不測の事態によりこれらの情報が流出・漏洩した場合には、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ メディアコンテンツの品質維持について

当社グループでは、「プラットフォーム事業」で運営しているメディアのコンテンツとして、電気やガスをはじめとしたライフサポート領域に関する記事の制作の一部を外部委託しております。かかるコンテンツの内容については公開前に自社ガイドラインと照らし合わせた厳正なチェックを行っており、また、その運用状況を内部監査にて確認することで、著作権侵害やコンテンツの盗用等の事態を未然に防止するような体制を構築しております。しかしながら、当社の意図せざる事態によってメディアの一部コンテンツが第三者の権利侵害等を発生させていると認定された場合、当該第三者より使用差し止め請求や損害賠償請求、ロイヤリティの支払い要求等が発生する可能性があります。かかる場合において当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 広告掲載について

当社グループの「プラットフォーム事業」において掲載される広告については、当社独自の広告掲載基準による確認を実施し、景品表示法等の関連法令に違反する広告や公序良俗に反する広告の排除に努めています。しかしながら、人為的な過失等に起因して広告掲載内容に瑕疵が発生した場合や広告掲載が行われなくなった場合においては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 訴訟等について

当社グループでは、「プラットフォーム事業」におけるウェブサービスにおいて、サービス利用規約を定めてサービス利用者からの同意を得ることで利用者との間での紛争防止に努めています。また、当社の社内規程として、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を定め、役職員に対して当該規程を遵守させるとともに、コンプライアンス違反の恐れのある事象については経営執行会議やコンプライアンス・リスク管理委員会等に報告する仕組みを構築・運用することで、法令違反や損害賠償等の発生リスクの低減に努めています。しかしながら、当社グループの提供するサービスに関連して顧客、取引先、及びその他第三者との間で予期せぬトラブルが生じた結果、訴訟に発展する可能性があります。かかる訴訟の内容及び結果によっては、訴訟対応費用の発生や社会的信用の失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループでは、本書提出日現在、訴訟を提起されている事実はありません。

(5) 事業運営体制に関するリスクについて

① 特定人物への依存について

当社の代表取締役CEO、当社子会社のSMAP ENERGY LIMITED CEO、その他子会社1社並びに関連会社1社にて主要役職を兼職している城口洋平、そして当社の代表取締役COOの有田一平は、当社グループの事業に深く関与しており、また、電力業界及びスマートメーターデータ解析に関する深い造詣を有しており、経営戦略の構築やその実行に際して重要な役割を担っています。当社グループは、特定の人物に依存しない体制を構築すべく、代表取締役2名体制を取ることで両代表間での役割分担や相互牽制機能を働かせており、またエネルギー事業に関しての深い知見・経験と、上場企業として求められる水準の開示・内部管理体制構築における造詣を有している社外取締役が過半数を占める取締役会体制の構築や執行役員制度の導入等による組織体制の強化を図り、両代表取締役に過度に依存しない経営体制の整備を進めています。しかしながら、何らかの理由により両氏の経営方針に重大な齟齬をきたした場合や、当社グループにおける業務執行が困難になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保・育成について

当社グループでは、事業の持続的な成長を支える優秀な人材を確保することが事業運営上重要であると考えています。このため、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、「ウィズコロナ宣言」を発表し、テレワークの恒久化、オフィススペースの縮小、テレワーク手当の支給等、コロナ禍においてもより優秀な人材を惹きつけることができるような取組みを積極的に実施しております。今後も優秀な人材の採用を積極的に推進し、当社グループの企業理念及び経営方針を理解した社員の確保・育成を行ってまいります。雇用情勢の変化等により、計画のとおり人材が確保できない場合には、事業運営や開発計画に支障をきたし、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 社歴が浅いことについて

当社の前身となるCambridge Energy Data Lab Limitedは2013年6月に英国で設立されていますが、日本では当社は2015年4月に設立されており、設立後の経過期間は6年程度と社歴の浅い会社です。当社グループはストック型収益を重視し売上の予見性を高める方針であるとともに、予算統制の精度を高める各種施策を行っております。しかしながら、当社グループの経営計画には一定の不確定事象が含まれるため、過年度の業績及び実績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

④ 小規模組織であることについて

当社グループは小規模組織であり、ガバナンス体制や内部管理体制は当社グループの組織規模に応じたものとなっています。これらの体制については組織規模に関わらず高い水準を構築・維持することが重要であるとの考えのもと、当社グループは、コーポレートガバナンス・コードを念頭に置いた内部管理体制の構築を図っています。具体的には、各専門分野における豊富な経験を有した人材を採用するとともに、各種のコンプライアンス研修等社内教育による人材育成を進めることで、事業規模の拡大や多様化に合わせ、内部管理体制を充実・強化していく方針であります。しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 海外子会社について

当社子会社のSMAP ENERGY LIMITEDは英国を本拠として、主にスマートメーターデータの解析ソリューションツールである「SMAP」の開発及び海外顧客向け営業を実施しております。世界的にスマートメーターの普及とそれに伴う電力データの解析ニーズは増えていくものと見込まれていますが、今後、現地における制度上の問題や競争環境の激化等の要因により、同社の経営成績が悪化した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、SMAP ENERGY LIMITEDのガバナンス・内部統制に関しては、当社代表取締役CEOの城口洋平がSMAP ENERGY LIMITEDのCEOを兼務したうえで、原則として当社と同等の基準を適用し、その遵守状況を内部監査にて確認しております。しかしながら、現地において内部統制上の問題を抱えたり、法令に違反したりする可能性があります。かかる事態において問題の早期発見と是正措置の実施ができない場合、当社グループの信頼性や企業イメージの低下により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他のリスクについて

① 減損会計の適用について

当社グループでは、継続的に行う開発投資に係る人件費等の一部をソフトウェア資産として計上しております。今後、これらの資産を利用して提供するサービスの収益性が著しく低下した場合、当該資産について減損損失の計上が必要となる可能性があります。

また、当社は、2021年10月15日開催の取締役会において、オーベラス・ジャパン株式会社の発行済株式の100%を取得して子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結、2021年11月1日付で全株式を取得いたしました。当該株式取得の取得対価は350百万円（取得関連費用を除く）であり、現時点においてのれんの金額、償却方法及び償却期間について確定しておりませんが、当該株式取得によって生じるのれんは、当該株式取得による期待収益及び将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと想定しております。しかしながら、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られないと判断された場合等においては、減損損失が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② Japan Energy Capital 1 L.P. への出資について

当社が出資するJapan Energy Capital 1 L.P.は、主として太陽光発電所に代表される再生可能エネルギー発電所への投資を海外にて行う、ケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドです。当該ファンドはキャピタルコール方式をとっており、当社の出資コミットは2021年10月末時点において最大11百万米ドル（既出資額は5.8百万米ドル、回収額は1.8百万米ドル）です。本ファンドにおいては、当社グループは電力データ解析技術を活用し、ファンドの投資先である発電所の運営効率化業務を積極的に果たしていくことが期待されており、当該業務を独占的に受託する業務委託先として、この種の枠組みでの事業を日本で運営する際に求められる必要な拠出額を出資コミットしております。そのため、その役割に応じて追加の出資コミットメントが要請される可能性があります。当社としましては、当該要請に対しては、取締役会において慎重な議論を経て適切に判断してまいります。また、かかる出資は、一定期間以上稼働実績のある太陽光発電所を中心とした既設再生可能エネルギー発電所を主な投資対象とし、米国ドルでの決済とする等、為替リスクを限定的とするストラクチャーを採用したうえで、想定されるリスク・リターンを精緻に分析した上で行われていますが、当該ファンドにおける投資実行の遅れ、日射量の低下に伴う売電収入の減少、自然災害・テロ等の発生による投資対象資産の損傷、地政学的リスクの高まり等による対象国における再生可能エネルギー発電事業への影響等により、当初想定されたリターンが得られず、当社グル

ープの経営成績、財政状態並びに今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

③ Japan Energy Capital 2 L.P. への出資について

当社が出資するJapan Energy Capital 2 L.P.は、主として脱炭素社会の実現を目的とした海外のエネギーベンチャー企業への投資を行う、ケイマン籍のリミテッドパートナーシップ形態のファンドです。当該ファンドはキャピタルコール方式をとっており、当社の出資コミットは2021年10月末時点において最大5百万米ドル（既出資額はなし）です。本ファンドにおいては、当社グループは投資先に対して当社の知見や実績を活用し、制度改革に合わせた日本市場参入支援や、ローカライズをサポートも同時に行うことが期待されており、当該業務を独占的に受託する業務委託先として、この種の枠組みでの事業を日本で運営する際に求められる必要な拠出額を出資コミットしております。そのため、その役割に応じて追加の出資コミットメントが要請される可能性があります。当社としましては、当該要請に対しては、取締役会において慎重な議論を経て適切に判断してまいります。また、かかる出資は、綿密なデューデリジェンスやシナジー検証を経た上で、想定されるリスク・リターンを精緻に分析した上で行われていますが、当該ファンドにおける投資実行の遅れや、投資先企業の将来的な不確定要素による業績悪化の影響等により、当初想定されたリターンが得られず、当社グループの経営成績、財政状態及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

④ 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現状では財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針です。

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針です。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社グループを取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、本書提出日現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

⑤ 税務上の繰越欠損金について

当事業年度末には、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。しかしながら、当社の事業が順調に推移し繰越欠損金が解消された場合や、税法改正により繰越欠損金による課税所得の控除が認められなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

⑥ ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、執行役員、従業員、子会社取締役、子会社従業員、外部協力者に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。2021年10月31日現在における新株予約権による潜在株式数は2,168,592株であり、発行済株式総数13,800,010株と潜在株式数2,168,592株の合計の13.6%に相当しておりますが、その多くは経営陣及び主要従業員の長期にわたるコミットメントを目的としたものであり、権利行使期間に一定の制限が設けられています。具体的には、当社代表取締役CEOの城口洋平に対して付与された新株予約権のうち140,000個は、2018年から10年間にわたり段階的に権利行使可能となる条件のため、当社グループの長期にわたる価値向上に対してのコミットメントを担保するものです。また、植野泰幸に対して付与された新株予約権210,000個は、いわゆる時価発行新株予約権信託®であり、2018年から5年間にわたり、当社取締役（代表取締役CEOの城口洋平を除く）、執行役員、従業員、子会社取締役、子会社従業員、外部協力者に段階的に付与し権利行使可能となる条件です。時価発行新株予約権信託®の活用により、長期にわたるコミットメントの強化、並びに人材採用力の強化、現金での給与・賞与等の報酬水準を抑制する効果が見込まれるため、当社グループの業績においても重要な影響を持ちます。これらの新株予約権を除くと、2021年10月31日現在における新株予約権による潜在株式数は328,800株であり、発行済株式総数13,800,010株と潜在株式数2,168,592株の合計の2.1%に相当します。本書提出日現在においては、更なる新株予約権の新規発行は予定しておりませんが、競争環境等の変化により今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、既存株主が保有する株式の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

⑦ 大規模な自然災害等について

当社グループは、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害が想定を大きく上回る規模で発生した場合、当社グループ又は当社グループの取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、本書提出日現在、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症は、収束時期が依然として不透明であります。当社グループでは新型コロナウイルス感染症の流行以降、迅速にリモートワークを推奨しており、柔軟に事業を継続できる体制の整備に努めております。また、当社グループのビジネスへの影響は軽微であると認識しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行長期化に伴い、度重なる緊急事態宣言の発令や外出自粛等により法人ユーザーの電力使用量が極端に落ち込んだり、当社グループ顧客の業績への影響が想定を超えて拡大したりした場合には、当社グループ又は当社グループの取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 資金使途及び投資効果について

公募増資による調達資金の使途につきましては、プラットフォーム事業における、①プロモーション及びセールス・マーケティング体制強化の投資に係る資金、②当社グループの顧客基盤強化を企図した買収に係る資金、③自社サービス拡充に資する資金、データ事業における、④「脱炭素テックファンド」への出資や運営に係る資金、⑤データ事業の将来成長に資する資金、及び⑥プラットフォーム事業及びデータ事業におけるエンジニア、セールス、サポート人員の採用費並びに人件費等に充当予定です。これら投資のうち、①③及び⑤についてはその効果に対して費用が先行する性質のため、2022年12月期においては営業損失及びマイナスのフリー・キャッシュフローを計上する見込みであります。またこれら投資については厳密な費用対効果分析を経た上で実施する方針ですが、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。

また、本書提出日現在、当社はプラットフォーム事業及びデータ事業の2セグメントですが、将来において、更なる事業ポートフォリオの拡大により、調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があります。なお、調達資金を上記以外の目的で使用する場合には、速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ENECHANGE株式会社 本店

(東京都千代田区大手町二丁目6番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	ENECHANGE株式会社		
代表者の役職氏名	代表取締役CEO	城口	洋平
	代表取締役COO	有田	一平

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
(新規上場日 2020年12月23日)
- 3 当社の発行済株券は、基準時(2021年9月30日)上場時価総額が250億円以上であります。
54,167百万円

(参考)

(2021年9月30日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
3,945円 ×	13,730,596株 =	54,167百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社グループは、「Changing Energy for a Better World ～エネルギーの未来をつくる～」というミッションを掲げ、エネルギー革命の軸となる「エネルギーの4D」、すなわち自由化 (Deregulation)、デジタル化 (Digitalization)、脱炭素化 (Decarbonization)、分散化 (Decentralization) に資する分野を主な事業領域としております。これらの分野において、エネルギー分野特化型の「エネルギーテック」、すなわち発電や小売を直接行わず、エネルギーに関連するテクノロジーサービスの提供を中立的に行う企業グループとして、エネルギーに関するデータの活用促進を通じ、相互シナジーを活かした事業展開を行うことで、「エネルギーの4D」におけるデジタルトランスフォーメーション(DX) (注1)を推進し、「エネルギー分野におけるデータプラットフォーム」というユニークなポジショニングで、エネルギーテック領域におけるカテゴリーリーダーとなることを目指しております。

当社グループは、(I) 自由化領域において消費者向けに電力・ガス等の最適な選択をサポートするBtoC型ビジネスである「エネルギープラットフォーム事業」と、(II) デジタル化領域において電力・ガス会社向けにクラウド型DXサービスを提供するBtoB型ビジネスである「エネルギーデータ事業」を展開しております。

「エネルギープラットフォーム事業」においては、消費者向けの電力・ガス切替サービスを通じて、「エネルギーを選ぶを常識に」することを目指しており、主に「エネチェンジ」(家庭向け電力・ガス切替プラットフォーム)及び「エネチェンジBiz」(法人向け電力・ガス切替プラットフォーム)の2サービスを展開しております。

「エネルギーデータ事業」においては、電力・ガス会社向けのクラウド型DXサービスを通じて、「デジタル化でエネルギーをより効率的に」することを目指しており、主に電力・ガス会社向けにクラウド型で提供するデジタルマーケティング支援SaaS(注2)「EMAP(イーマップ = Energy Marketing Acceleration Platform)」、電力スマートメーター(注3)データ解析SaaS「SMAP(スマップ = Smart Meter Analytics Platform)」、電力データ解析技術を活用した稼働中の再生可能エネルギー発電所の運営効率化・ファンド運営事務サービス「JEF(ジェフ)」の3サービスを展開しております。当社グループは、当該2事業の両輪経営による顧客基盤・ノウハウの相互活用を通じた事業展開を競争力の源泉とし、業界内におけるユニークなポジショニングを構築しているものと考えております。

なお、2021年9月末時点において、当社グループは、当社に加え、連結子会社SMAP ENERGY LIMITED(英)で構成されています。「SMAP」サービスはSMAP ENERGY LIMITEDが、それ以外のサービスは当社が運営しております。

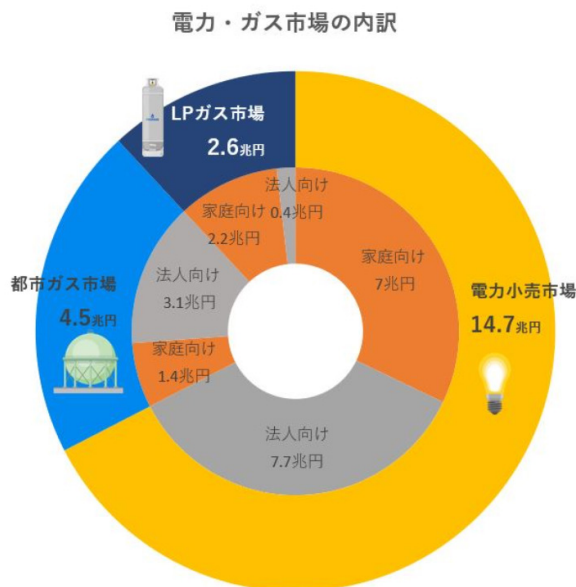


当社グループが提供するエネルギープラットフォーム事業及びエネルギーデータ事業の概要は以下のとおりです。

(I) エネルギープラットフォーム事業

(電力市場及び電力自由化の概況)

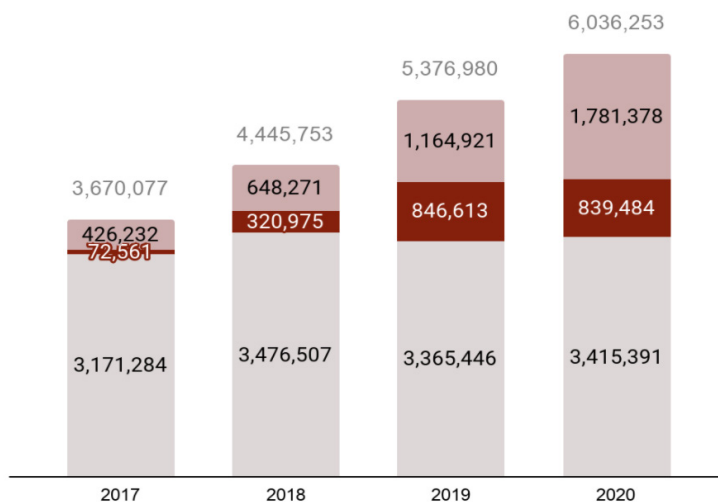
日本国内の電力、都市ガス、LPガス小売市場全体の市場規模は約22兆円程度（注4）と、自由化された単一市場としては世界最大（注5）の規模です。内訳として、家庭向け電力・ガスの小売市場規模は計10.6兆円（家庭向け電力小売：約7兆円、家庭向け都市ガス小売：約1.4兆円、家庭向けLPガス小売：約2.2兆円）と法人向け電力・ガスの小売市場規模は計11.2兆円（特別高圧含む高圧向け電力小売（注6）：約7.7兆円、法人向け都市ガス小売：約3.1兆円、工業用LPガス小売：約0.4兆円）と当社では推計しております。



日本国内の電力自由化は2000年に法人向けの特別高圧区分、2004年に高圧区分で開始されました。2016年4月に家庭向け（低圧電灯・低圧電力）の小売市場の自由化が開始されたことを機に、新規参入事業者の増加による競争環境の激化や、電力・ガス会社の切替に対する認知度の拡大に伴い、家庭向け、法人向けともに新電力シェアが拡大し、2016年4月時点と2020年11月時点と比較すると、家庭向けでは0%から17.7%、法人向けが15.2%から29.2%を占めるまでに増加しました（注7）。

家庭向けにおいて主となる低圧電灯の小売市場においては、2016年の全面自由化以降、電力契約の切替が進んでおります。電力契約切替数の年間推移（注8）は次のとおりです。

■ 新電力の新規契約件数 ■ 新電力からの切替件数 ■ 大手電力からの切替件数



低圧電灯の新電力への年間の切替件数に関しては、2020年では約603万件となっております。この内訳としては、年間約341万件の大手電力から新電力への切替、約83万件の新電力から新電力への切替、約178万件の新電力の新規契約によるものとなります。

大手電力からの切替需要は、電力・ガス切替の認知向上により、今後も安定的な推移が見込めるものと考えております。

新電力からの切替の切替需要は、主に一度新電力に切り替えたユーザーが、より良い料金プラン等を探す需要によるものと考えております。一度切り替えたユーザーは、電力・ガス切替に対する心理的ハードルが低くなり、また切替に関するメリットも認識しているため、継続的により良い電力・ガス会社を探す傾向にあるものと考えられます。特に初回切替に関しては、電力・ガス会社による直接的な営業活動により受動的に切替を実施しているユーザーが多いものと考えられ、そうしたユーザーが2回目以降に切り替える場合は、能動的に電力・ガス会社を比較して検討する、すなわち当社のような切替サービスを活用する需要が高まるものと考えております。

新電力の新規契約需要は、引越しの機会に電力・ガス契約を新規契約する際に、大手電力ではなく新電力を選択するユーザーの需要があるためと当社では認識しており、電力・ガス切替の認知向上により、引越し時により良い料金プラン等を探す需要は今後も増加していくものと考えております。

(事業の概況)

当社グループのエネルギープラットフォーム事業は、家庭向け顧客に対しては、電力・ガス切替プラットフォーム「エネチェンジ」、法人向け顧客に対しては、電力・ガス切替プラットフォーム「エネチェンジBiz」の2サービスを展開しております。「エネチェンジ」「エネチェンジBiz」はともに最適な電力・ガス会社等を選択するための比較・診断・切替申込機能を、インターネット上でワンストップにて提供する電力・ガス切替プラットフォームであり、当該サービスを電力の消費者である家庭や法人の顧客（以下、「ユーザー」）に対して無償で提供することで、電力・ガス切替のデジタルトランスフォーメーションに取り組んでいます。

当社は、国内大手の電力・ガス会社との戦略的な業務提携を始めとして、2020年12月末時点において「エネチェンジ」と「エネチェンジBiz」合わせて52社（重複を除く）の電力・ガス会社と提携しております。それら電力・ガス会社とのネットワークにより、価格面での訴求だけではなく、電気・ガスセットでの提供や、「再生可能エネルギー100%の電力プラン」の取り扱いを開始しており、幅広いユーザーのニーズに合わせたサービス展開を行っています。

集客面に関しては、自社メディアを経由したオンラインでの集客を基本とし、家庭から法人ユーザーまで幅広く集客を実施しております。加えて、パートナーの拡大にも努めており、オンライン・オフラインでのパートナー経由の集客も行なっております。これらにより、電力・ガス切替プラットフォームとして、ユーザーとの接点を拡大しております。

これらの取組みにより、継続報酬対象ユーザー数は、2020年12月末時点において、家庭ユーザーで約9万件、法人ユーザーで約4,000件（換算値約14万件（注9））となっております。



(各サービスの特徴)

<エネチェンジ>

「エネチェンジ」は「電力会社を選ぶ」をサポートする家庭向け電力・ガス特化型メディア兼電力・ガス会社切替プラットフォームです。当社は2016年1月より本格的にサービスを開始し、2020年1月から12月までの平均で月間ユニークユーザー数が220万人を超える規模にまで成長しました。

ユーザーは、オンライン上で居住地域の郵便番号や世帯人数、在宅状況や電気の使用量といった情報を簡易的に入力することで、地域ごとの気象条件やロードカーブ（注10）を考慮したアルゴリズムの診断結果に基づいた最適な電力・ガス会社の比較情報を、様々なランキング形式で得ることができます。また、診断と比較だけではなく、オンライン上で電力・ガス会社の切替（注11）手続きまでを一気通貫で実施できるサービス設計となっているため、ユーザーにとっては利便性の高いサービスとなっています。加えて、家庭向けでは不動産仲介業者等、法人向けでは金融機関等のパートナーを経由したオフラインでの切替申込にも対応しております。パートナー数は拡大しており、家庭向け・法人向けごとのパートナー数の過去の推移は次のとおりです。

時点	パートナー社数（家庭向け）	パートナー社数（法人向け）
2017年12月末	6	29
2018年12月末	26	58
2019年12月末	65	139
2020年12月末	103	187

また、パートナー数の拡大に伴い、パートナー経由での電力・ガス会社の年間切替件数（家庭ユーザーの切替件数と法人ユーザー換算値の合計（注9））は順調に増加しており、過去の推移は次のとおりです。

時点	パートナー経由年間切替件数（家庭向け）	パートナー経由年間切替件数（法人向け）
2017年12月末	632	5,414
2018年12月末	5,050	14,611
2019年12月末	16,827	12,086
2020年12月末	34,297	18,008

なお、家庭向け都市ガスの小売全面自由化が開始された2017年4月に先駆けて、2017年1月より都市ガス料金の比較診断サービスも提供しております。また、2019年11月より順次買取期間が終了する固定価格買取制度（FIT）（注12）にあわせた電気の買取や、蓄電池の紹介サービスも提供しております。

<エネチェンジBiz>

「エネチェンジBiz」は、主に高圧と呼ばれる法人の電力・ガスユーザーを対象とした一括見積取得及び電力会社切替プラットフォームです。大手新電力を中心とした電力・ガス会社と提携し、法人ユーザーに対して無料で一括見積と申込手続きを代行するサービスを全国規模で提供しております。当社は2016年6月より本格的にサービスを開始し、2020年12月時点において、月間問い合わせ件数が300件を超える規模にまで成長しました。

法人ユーザーは、無料診断登録を実施し、過去12か月分の電気使用量を記載した明細書を提出することで、複数の電力・ガス会社からの新しい電気料金単価での見積提案の取得から、電力会社の切替手続きまでのプロセスを、一括して当社に委託できます。そのため、初期費用が不要であり、かつ書類上の手続きのみで固定費の削減が可能となります。

(収益モデル)

ユーザーが、当社の展開する切替プラットフォームサービス上で提携する電力・ガス契約の切替を実施すると、当社は、電力・ガス会社より一定の報酬を受領します。当該報酬は、当社の売上高として計上されます。

報酬には下記の2つの種類があります。

(1) ストック型の切替報酬：プラットフォームサービス上で切替を実施したユーザーが電力・ガス会社に対して支払う毎月の電力代・ガス代に、あらかじめ定められた料率を乗じた金額を、切替以降、原則として電力・ガス小売供給契約が継続する限り、毎月継続的に受領する報酬となります。プラットフォームサービスを通じた申し込みが行われ、累積申込数が増大すると、契約数に比例して報酬が増大するストック型の報酬です。

(2) その他報酬：電力・ガス契約の切替時に、上記のストック型切替報酬に加えて、追加で電力・ガス会社から受領する切替の一時報酬や、メディアとしての「エネチェンジ」及び「エネチェンジBiz」における宣伝効果を期待する電力・ガス会社からの広告掲載依頼・配信活動に伴い受領する広告収入等があります。これらは申込数や広告件数に応じて売上高が増減します。

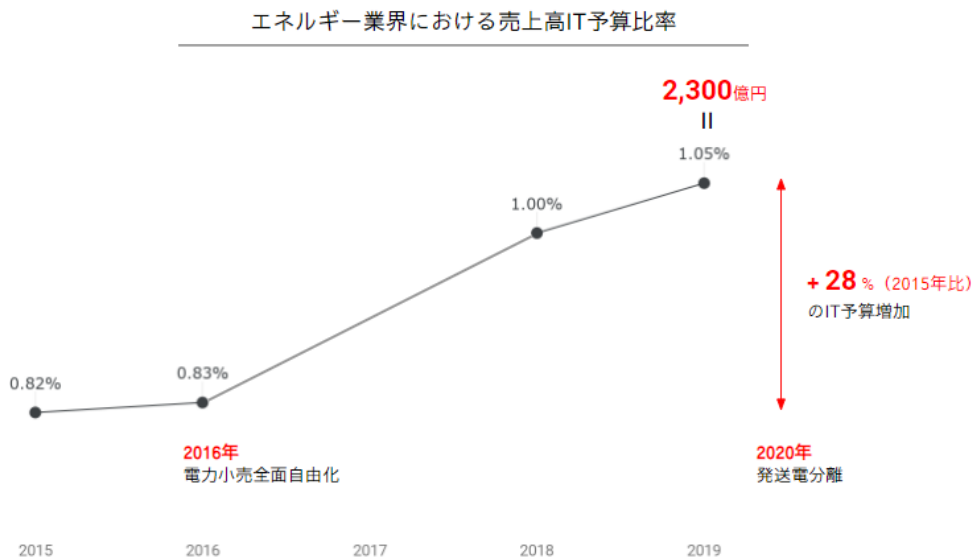
(II) エネルギーデータ事業

(エネルギー業界のITシステム市場の概況)

電力業界におけるデジタル・イニシアチブについて、世界経済フォーラム・アクセンチュア共同レポートによると、2016年から2025年にかけて世界全体で享受できる価値は、1.3兆ドルに達すると見込まれています（注13）。

日本国内においても、自由化の進展による電力・ガス会社間の競争激化、スマートメーターの設置・普及による電力データ量の増加、AI（注14）やRPA（注15）等の技術の進化、再生可能エネルギー発電所の大量導入を背景とした弾力性・柔軟性のある電力系統運用の必要性等により、電力・ガス会社におけるデータの解析ニーズがあるものと認識しております。このように電力データ活用の関連分野は、デジタル化領域のみに限定されるものではなく、「エネルギーの4D」の分野で横断的に生じるものと考えております。

当社グループがエネルギーデータ事業において展開するサービスの対象であるエネルギー業界のIT投資の金額は、競争環境の整備によるIT投資の活性化により、近年拡大傾向にあり、日本のエネルギー業界に属する企業の売上高に占めるIT予算比率（注16）は、次のとおり、2015年度の0.82%から2019年度の1.05%へと28%増加しております。この背景には、電力・ガスの小売全面自由化、発送電分離、スマートメーターの普及、再生可能エネルギーの増加等の業界構造の変革に伴うITシステムの刷新需要があるものと考えております。



（事業の概況）

当社グループのエネルギーデータ事業は、電力・ガス自由化、スマートメーターのデータ解析、再生可能エネルギー発電所の運営効率化等、「エネルギーの4D」の進行に伴い必要となる新たなITシステムを、エネルギー事業者向けにクラウド型で提供しています。現在は、3サービス（EMAP、SMAP、JEF）を展開しております。これらのサービスは、独自データを活用した電力・ガス業界特化型のシステムを汎用的に展開することに特徴があり、デジタル化を軸としながらも、「エネチェンジ」「エネチェンジBiz」によって蓄積される大量のユーザーデータを活用した「EMAP」、スマートメーターデータの解析を軸とした「SMAP」、再生可能エネルギー発電所のデータ活用の「JEF」とそれぞれ異なる特徴を有しております。

当社グループは、国内の電力・ガス会社との戦略的な業務提携を始めとして、国内外の電力・ガス会社に対してこれらのサービスを提供しております。これらのサービスはいずれもクラウドベースで行われることにより、サービス提供を通じて様々なデータの蓄積が可能であり、またそれらのデータを解析・活用することで更なるサービス品質や機能の強化に繋がるため、当該サービス提供を通じ競争力を高めていくことが可能であるものと認識しております。

これらの取組みにより、サービス導入社数は2020年12月末時点で32社となっております。



（各サービスの特徴）

<EMAP>

「EMAP」は、当社が提供するエネルギー事業者向けデジタルマーケティング支援SaaSのサービス名称です。「EMAP」サービスの特徴は、当社が電力・ガス切替プラットフォーム「エネチェンジ」を運営する中で得た知見・情報・技術資産を基にした、電力・ガス小売の現場へのデジタル化・効率化サービスをSaaS型で提供している点です。2016年1月より電力・ガス会社への提供を開始し、以降様々な改善・機能追加を施しながら運用実績を積み重ね、2020年12月末時点においては東京電力エナジーパートナー株式会社や、東京瓦斯株式会社、北陸電力株式会社をはじめとした電力・ガス会社にサービス提供をしております。「EMAP」を利用して蓄積された電力・ガス切替に関する契約情報は2020年12月末時点において100万件以上であり、それら大量のデータ解析を軸としたサービス展開を行っております。

「EMAP」サービスの導入にあたり、標準的なパッケージが用意されているため、速やかにセットアップを行うことが可能な形でサービス提供を行っております。また運用開始後も、システムの死活監視や、定期的な保守、燃料費調整額（注17）の定期更新といったメンテナンスまで、ワンストップで提供しております。

「EMAP」の各種機能は以下のとおりです。

①EMAP FRONT SERIES（マーケティング機能）

「エネチェンジ」で蓄積されたユーザー行動等のデータベースを活用して開発された高いCVR（注18）の申込受付フォームや、全国の電力・ガス会社の料金プランに対応した料金シミュレーション、請求額や電力使用量グラフ機能を備えたユーザーマイページ等、オンライン上での新規顧客獲得やユーザーリレーション深化に有効と考える機能を提供しております。「エネチェンジ」の運営経験により最適化された機能を基に電力・ガス会社のサイト向けに再設計を施すため、最短導入工期1か月でのセットアップが可能です。

②EMAP DESK SERIES（顧客・営業管理、バックオフィス機能、データ解析）

代理店として多くの電力・ガス会社の顧客管理を行ってきた「エネチェンジ」の知見や、ユーザー管理機能等のソフトウェア資産をベースに構築した顧客管理システムを提供しております。全申込顧客の情報（エリア、プラン、申込ステータス等）を管理できる機能等、取次店の獲得成果・営業管理、アクセス・ユーザー行動解析等を柔軟に行いたいというニーズに応える機能を提供しております。

また、このEMAP DESKを起点に、事業立ち上げ期の電力・ガス会社をメインターゲットとして想定した切替業務のBPO（注19）サービスも提供しております。BPOでは、必要とされる機能の共通化・自動化による効率化により、少ない人的リソースでの事業展開、既存のCISシステム（注20）では対応できない柔軟なサービス設計の構築が可能となるサービス提供を行っております。

<SMAP>

「SMAP」は、当社グループが提供するエネルギー事業者向けスマートメータデータ解析SaaSのサービス名称です。当社子会社のSMAP ENERGY LIMITEDが、開発・運営を国内外で行っています。「SMAP」サービスの特徴としては、スマートメーターを経由して送られてくるユーザーの電力使用量（kWh：キロワットアワー）の30分値データを様々な観点で解析・予測するサービスをSaaS型で提供している点です。2017年6月にSMAP ENERGY LIMITEDを連結子会社化し、日本の電力会社向けに本格的にサービスを開始しました。現在、大手新電力をはじめとした電力・ガス会社にサービス提供をしております。「SMAP」において管理及び解析の対象としているスマートメーターの電力使用量データは2020年12月末時点において25億件以上であり、それらの大量のデータ解析を軸としたサービス展開を行っております。

「SMAP」の各種機能は以下のとおりです。

①顧客収益性改善機能

電力会社にとって、自社の電力調達原価のデータと既存顧客への小売供給価格のデータをAPI（注21）等により連携させることで、自社全体から業種別・個別顧客別の収支状況まで、様々な粒度での収益性が分析でき、自社の電源状況と照らし合わせた効果的な顧客獲得及び維持の戦略立案と実行に資する機能の提供を行っております。その他、電力会社が一般送配電事業者（注22）に支払っている託送料金（注23）を削減するためのデータ分析結果を提供し、既存顧客の電力使用状況に合わせた託送料金へと変更することで、電力会社にとって収益性向上に資する機能の提供を行っております。

②デマンドレスポンス機能

電力会社が提供する電気料金プランの一部には時間帯別の料金設定がなされており、また電力の調達価格も一部時間帯別に変動するため、電力会社の収支は時間帯毎に変動します。デマンドレスポンスとは、電気の需要（消費）と供給（発電）のバランスをとるために、需要側の電力を制御する技術のことであり、再生可能エネルギーの普及による発電の変動に伴い、今後重要になる技術と考えております。「SMAP」ではデマンドレスポンスを実施する上で重要となる電力需要抑制量の予測機能等を提供しております。

<JEF>

「JEF」は、当社グループが提供する電力データ解析技術を活用した稼働中の再生可能エネルギー発電所の運営効率化及びファンドの運営事務業務のサービス名称です。2019年12月に株式会社Loop、大和エナジー・インフラ株式会社と共同で、海外特化型の脱炭素・エネルギーファンド「JAPAN ENERGY ファンド（正式名称：Japan Energy Capital 1 L.P.）」及び、そのファンドの運営を行うJapan Energy Capital合同会社を設立（2020年3月より本枠組みに北陸電力株式会社も加入）し、Japan Energy Capital合同会社より独占的に業務を受託することで、「JEF」サービスを開始しました。

世界的に脱炭素化の流れが加速しており、主要な機関投資家は、600兆円相当の化石燃料のダイベストメントに取り組んでいると見られております（注24）。再生可能エネルギーへの投資額は2017年度時点において2,800億米ドル（前年比2%増）に上っており、今後の再エネ投資は、より途上国へシフトすることが予想されます（注25）。日本においても、大手エネルギー企業や金融機関をはじめとする多くの企業が、再生可能エネルギー分野への投融資を発表しております。なお、当社は2020年12月末時点において同ファンドに対し最大5百万米ドルの出資コミットをしており、当該出資から収益を得ることも想定しております。

「JEF」の各種機能は以下のとおりです。

①電力データ解析技術を活用した稼働中の再生可能エネルギー発電所の運営効率化業務

世界では2018年で1,000ギガワットの太陽光・風力発電所が稼働しておりますが(注26)、稼働中の発電所毎に発電性能や劣化具合が異なることが多く、中古自動車・中古不動産等と同様にデータ解析技術の活用による運営効率化の余地が大きいものと認識しております。発電実績・設備稼働状況等のデータ解析に関して、電力データ解析技術を活用し、運営の効率化を通じた発電所の発電量・収益性向上に資するサービス提供に取り組めます。

②ファンドの運営事務業務等

当社グループでは、子会社のSMAP ENERGY LIMITEDの本拠である英国を拠点としたグローバルネットワークを活用し、Japan Energy Capital合同会社が運営するファンドに係る運営事務業務や、稼働中の再生可能エネルギー発電所の投資案件調査業務を実施しております。

(収益モデル)

「EMAP」「SMAP」「JEF」は電力・ガス会社を中心とするサービス提供先の企業から、サービス提供の対価として一定の報酬を受領します。当該報酬は、当社グループの売上高として計上されます。エネルギー業界に特化したサービスのため、直接的なサービス対象顧客は電力・ガス会社を中心となりますが、利用者数に応じた従量課金体系を一部採用することで、電力・ガスを利用するエンドユーザーを間接的なサービス対象顧客としている点が特徴となります。

報酬には下記の2つの種類があります。

(1) ストック型のライセンス報酬：サービス提供に対して毎月継続的に受領する報酬であり、当社のプロダクトを電力・ガス会社に対してSaaS型のライセンス課金形式で提供するストック型の収益と、エンドユーザー(需要家、スマートメーター数等)に連動する従量報酬を基本としております。「EMAP」「SMAP」の報酬は主にサービス提供数、「JEF」の報酬は主にJAPAN ENERGY ファンドの投資コミット金額に連動しております。

(2) その他報酬：「EMAP」「SMAP」には初期導入時やカスタマイズ時の開発料、コンサルティング料等の一時報酬があります。これらは連結会計年度に提供された上記サービスに応じて売上高が増減します。

(注) 1. デジタルトランスフォーメーション(DX)とは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」

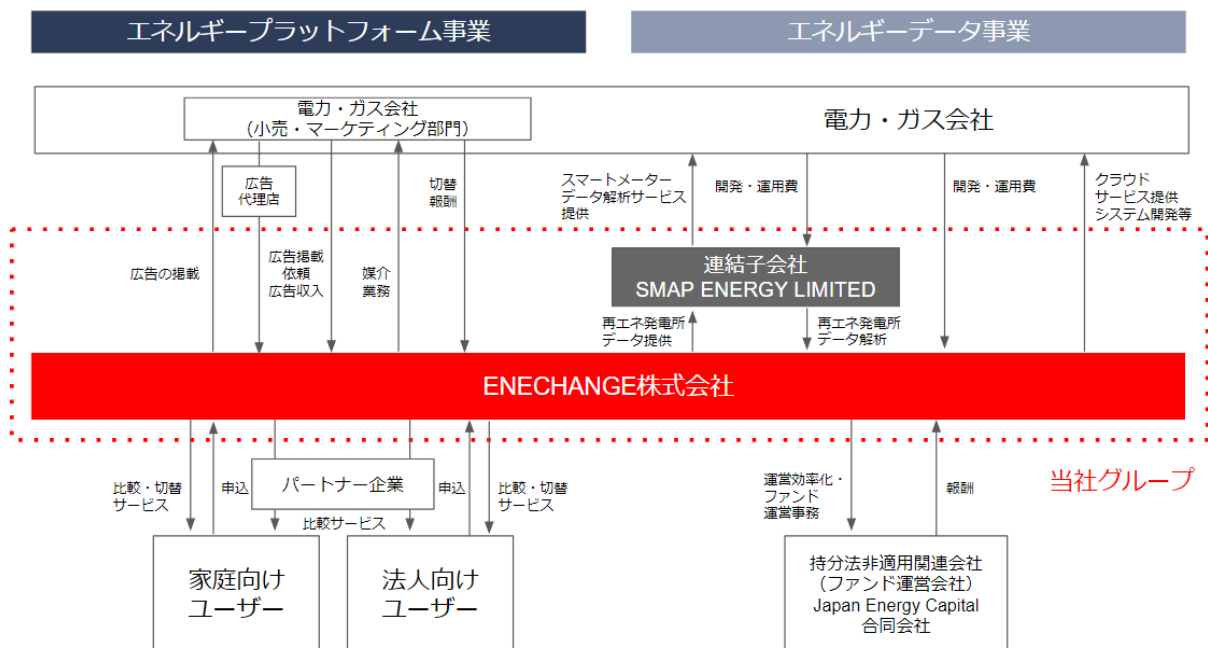
(「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン(DX推進ガイドライン) Ver. 1.0」経済産業省、2018年12月)を指します。

2. SaaSは、Software as a Serviceの略称であり、必要な機能を必要な分だけサービスとして利用できるようにしたソフトウェアもしくはその提供形態を指し、通常はインターネット経由でサービス提供を行います。
3. 電力スマートメーターとは、次世代型の電力量計です。従来のアナログ式誘導型電力量計と異なり、電力使用量をデジタルで計測しメーター内に通信機能を持たせることで、自動検針や電力使用量の30分値データ取得等を可能にします。
4. 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報結果」「ガス取引報結果」(2019年1月～2019年12月各月発行)。電力市場規模は電力販売額、都市ガス市場規模は都市ガス販売額、LPガス市場規模は、日本LPガス協会の統計資料の販売量データ(2019年1月～2019年12月)を基に600円/立方メートル、1立方メートルあたり2kgと仮定して販売額を算出し、それぞれを足し合わせた数値として電力、都市ガス、LPガス小売市場全体の市場規模を算出しております。
5. Central Intelligence Agency「The World Factbook」(2020年2月時点)。日本の電力需要は中国、アメリカ、インド、ロシアに次ぐ5位。なおアメリカは一部の州で自由化実施、その他の国は自由化未実施の状況です。
6. 特別高圧とは、2,000キロワット以上の契約電力を指し、2万ボルト以上の受電電圧を持つ大規模工場や高層ビル等大規模施設が対象となります。高圧とは、50キロワット以上の契約電力を指し、6,600ボルトの状態でご契約施設のキュービクル式高圧受電設備(キュービクル)へ届けられたのち、キュービクル内で100ボルトや200ボルトに変圧して使用されます。なお、一般家庭は通常契約電力が50キロワット未満の低圧電力で契約します。
7. 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報」(2016年4月～各月発行)。
8. 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報」(2016年4月～各月発行)を基に当社で作成。
9. 一般家庭ユーザーの電力容量は平均的に4キロワットとみられているため、法人ユーザーの総獲得容量から割り戻した一般家庭ユーザー相当への換算値を算出しております。

10. ロードカーブとは、電力需要が時間とともにどのように変動するかを表す曲線を指し、別名「電力負荷曲線」とも言われています。ロードカーブの最大値は一定期間の最大電力消費量を指します。
11. 切替とは、電力広域的運営推進機関が運営する「スイッチング支援システム」を通じて、電力小売事業者から別の電力小売事業者へ契約を切り替えることを指します。
12. 固定価格買取制度（FIT）とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（再エネ特措法、またはFIT法）に基づき、電気事業者（電気事業法上に定義された、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業を営む事業者の総称）が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度を指します。
13. 世界経済フォーラム・アクセントゥア共同レポート「デジタルトランスフォーメーション」（2016年）。
14. AIは、Artificial Intelligence（人工知能）の略称。コンピュータプログラムを用いて、人間と同等、もしくはそれ以上の知的能力を実現させるための基礎技術及びシステムを指します。
15. RPAは、Robotic Process Automationの略称。ルールエンジン、機械学習、人工知能等の認知技術を活用し、従来は人間のみが対応可能とされていたオフィス業務を代行・代替し、効率化や自動化を図る取組みを指します。
16. 一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会「企業IT動向調査」のエネルギー業界（社会インフラ）の売上高に占めるIT予算比率。なお2017年の予算比率は当該調査で未掲載のため記載をしておりません。
17. 燃料費調整額とは、燃料費調整制度の下で電気の使用料金に応じて算定された金額を指します。燃料調整費制度は、電気料金のコストのうち、燃料費は経済情勢（為替レートや原油価格等）の影響を大きく受けることから、電力会社の経営効率化の成果を明確にするため、燃料費の変動を迅速に電気料金に反映させる制度です。
18. CVRは、Conversion Rateの略称。ユーザーが新規登録・申込情報入力・切替申込完了等を行うことでサイト毎に目標とされる成果が達成されることをコンバージョンといい、コンバージョン数をサイトへの来訪ユーザー数で除して算出しています。
19. BPOは、Business Process Outsourcingの略称であり、一部の業務やビジネスプロセスを外部の専門企業に委託することを指します。
20. CISシステムは、Customer Information Systemの略称。顧客情報管理システムを指します。
21. APIは、Application Programming Interfaceの略称。ソフトウェアの機能を共有する仕組みであり、異なるサービスをAPIで連携することで、ユーザーの承諾のもとサービス間でのユーザーデータの共有等が可能となります。
22. 一般送配電事業者とは、電気事業法で定められた電気事業者の類型の一つで、経済産業大臣の許可のもと、供給区域内で送電線・変電所等を維持・運用し、電気を目的地まで送り届ける役割を果たしております。日本全土は10の供給区域に分割されており、供給区域毎に1事業者が存在しております。
23. 託送料金とは、電力会社が小売供給契約者に対して電気を送電する際に、必ず使用する送配電網の利用料金を指します。現在送配電網は、各地域の大手電力会社が保有する送配電会社によって管理されており、地域ごとに供給指令や送配電ネットワーク運用が行われています。なお託送料金は、経済産業省令の一般電気事業者託送料金供給約款料金算定規則と呼ばれる、公表されたルールに基づいて決められており、地域と時間帯別によって基本料金単価と従量料金単価が異なります。
24. Arabella Advisors 「The Global Fossil Fuel Divestment and Clean Energy Investment Movement」（2018年発行）。
25. REN21 「Renewables 2018 Global Status Report」（2019年発行）。
26. Bloomberg New Energy Finance 「Global Wind and Solar Installations, cumulative to June 30, 2018」（2018年発行）。

本章にて述べた事業の系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次		第4期	第5期	第6期
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高	(千円)	1,140,739	1,268,110	1,713,196
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	104,924	△304,907	6,216
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	91,102	△238,375	△16,743
包括利益	(千円)	89,799	△243,650	△18,241
純資産額	(千円)	586,261	342,611	852,464
総資産額	(千円)	859,504	1,073,716	1,967,194
1株当たり純資産額	(円)	107.71	△154.50	144.98
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	17.35	△45.40	△3.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	65.8	30.6	42.6
自己資本利益率	(%)	18.0	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	219,577	△310,049	139,545
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△143,590	△16,868	△294,696
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	18,329	△125	1,285,951
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	530,932	204,693	1,334,449
従業員数	(人)	64	90	91

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2020年9月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算出しております。
- 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第5期及び第6期における自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 第4期及び第5期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第6期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- 第4期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	182,632	524,758	990,581	1,058,907	1,505,110
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△266,039	△326,630	87,892	△264,745	6,579
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△266,990	△327,500	85,601	△244,723	△15,278
資本金 (千円)	602,755	627,755	642,755	642,755	906,802
発行済株式総数					
普通株式	920,000	920,000	1,750,000	950,000	5,781,476
A種優先株式	240,000	240,000	—	200,000	—
B種優先株式 (株)	310,000	310,000	—	110,000	—
C種優先株式	30,000	30,000	—	30,000	—
D種優先株式	200,000	220,000	—	220,000	—
E種優先株式	—	—	—	240,000	—
純資産額 (千円)	735,124	462,423	587,475	342,751	855,568
総資産額 (千円)	801,170	636,892	818,703	1,044,832	1,939,320
1株当たり純資産額 (円)	△208.46	△396.44	109.19	△154.48	145.52
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△180.30	△190.59	16.31	△46.61	△2.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	91.8	71.9	70.0	31.4	43.4
自己資本利益率 (%)	—	—	16.6	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	24	39	47	75	79
株主総利回り (%)	—	—	—	—	—
(比較指標：—) (%)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
最高株価 (円)	—	—	—	—	4,900
最低株価 (円)	—	—	—	—	2,125

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2020年9月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算出しております。

3. 第2期から第3期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 第2期から第5期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第6期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 第2期から第3期、第5期及び第6期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載し

ておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
8. 第4期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。第2期及び第3期については「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
9. 定款及び2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき、A種優先株式（200,000株）、B種優先株式（110,000株）、C種優先株式（30,000株）、D種優先株式（220,000株）、E種優先株式（240,000株）の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式800,000株を交付しております。なお、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式につきましては、2020年9月1日開催の取締役会決議に基づき2020年9月16日をもって全て消却しております。また、2020年9月1日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行っており、これにより、2020年9月16日付でA種乃至E種優先株式に関する定款の定めが廃止されております。
10. 2020年12月23日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第2期から第6期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
11. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2020年12月23日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

